

お知らせ掲示板

くらし

7月は固定資産税第2期の納期です

納期限は7月31日です。納期限までにお支払いください。

市税の納付には、便利な口座振替・自動払込みをご利用ください。希望する方はお近くの金融機関、郵便局またはインターネットでお申し込みください。

また、納付書に「地方税統一QRコード」があれば、全国の地方税統一QRコード対応金融機関や地方税お支払サイト、スマホ決済アプリ等で市税の納付ができます。利用方法等については地方税お支払サイトをご確認ください。

【熊本市ホームページ】 【地方税お支払サイト】



(納税課 ☎328-2204)

風致地区内における建築等の規制について

本市では、都市における良好な自然的環境を維持し、自然と調和した緑豊かな街づくりを目的として、水前寺、江津湖、八景水谷、立田山、本妙寺山、花岡山・万日山、千金甲の7地区(1,598ha)を風致地区として指定しています。



風致地区内で、建築物等の新築・改築、宅地の造成、木竹の伐採等風致の維持に影響を及ぼす可能性のある行為を行おうとする場合、条例により熊本市長の許可を受ける必要があります。

許可が必要な行為や、許可の基準等の詳細については、市ホームページまたは都市政策課へお問い合わせください。



(都市政策課 ☎328-2502)

コンビニ交付手数料の10円化が延長になります！

期間限定で実施していた、コンビニ

交付手数料の10円化を令和5年12月まで延長します。

待ち時間も少なく、手数料も窓口交付時より安い「コンビニでの証明発行サービス」を、ぜひご利用ください。

コンビニで取得できる証明書は下表のとおりです。

取得できる証明書NO.	※詳細は市ホームページをご確認ください。	窓口手数料	コンビニ交付手数料減額期間
1	住民票の写し	400円	令和5年12月まで 10円
2	印鑑登録証明書		
3	市県民税証明書		
4	納税証明書		
5	固定資産証明書	450円	
6	戸籍証明書		

■メンテナンス日のお知らせ

以下の日程でコンビニ交付サービスのメンテナンスを実施します。

☎7月16日、17日、19日等(終日)

【取得できない証明書】全ての証明書
ご不便をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。

(地域政策課 ☎328-2067)

花火による火災ややけどの防止

「花火」を安全に楽しむためには、大人が子どもたちに対して正しい「花火」の取り扱いや火災の怖さを教える必要があります。ルールをしっかり守り楽しい夏の思い出にしましょう。

一花火を安全に遊ぶポイント

- 1 風の強いときは花火をしない。
- 2 燃えやすいものがなく、広くて安全な場所を選ぶ。
- 3 子どもだけでなく大人と一緒に遊ぶ。
- 4 説明書をよく読み、注意事項を必ず守る。
- 5 水バケツを用意し、使った花火は必ず水につける。

(消防局指導課 ☎363-7173)

海や川での事故に注意しましょう！

最近、海や川でさまざまなレジャーが楽しめますが、その反面、事故も多く発生しています。特に、夏は遊泳中の事故が多くなっているため、海水浴場や川に行く際は、命を守るために次の点に注意しましょう。

【海】

- ・遊泳区域外で遊ばない！
- ・お酒を飲んだら絶対に泳がない！
- ・子どもから絶対に目を離さない！
- ・沖に向かって風が吹いているときは、浮き具の使用は控える！
- ・ライフジャケットを着用する！
- ・波が高い場合は、海に近づかない！

【川】

- ・「危険を示す掲示板」が設置されている場所では遊ばない！
- ・急な増水により、取り残されてしまう危険があるため十分に注意する！
- ・雷が聞こえたときや、雨が降り始めたときは、川の水が急に増えるサイ

ンであるため、早めに避難する！
万が一事故に遭った時や事故を目撃した時は以下へ連絡を！

【海】海上保安庁☎118番>>

【川】市町村消防☎119番>>

海での遊泳中の事故防止に役立つ安全情報は、海上保安庁ホームページ「ウォーターセーフティガイド遊泳編」(https://www6.kaiho.mlit.go.jp/watersafety/swimming/index.html)をご覧ください。

(消防局警防課 ☎363-7174)

熊本市バリアフリーマスタープランを策定しました

本市においては、これまで「誰もが移動しやすく暮らしやすい多核連携都市」の実現を目指し、個々の施設でのバリアフリー化を実施してきましたが、改正されたバリアフリー法やSDGsの理念を踏まえ、今後はより一層の建築物や道路等の連続性を確保した面的・一体的なバリアフリーのまちづくりや、全ての人々が相互に理解を深めるための心のバリアフリー等の推進が必要とされています。

これらの背景を踏まえ、社会的バリア(物理的バリアや人々の心にあるバリア)を取り除くのは社会の責務であるという考え方を共有し、移動しやすい環境をつくり出すことで、自立と共生のまちづくりにつなげることを目的として「熊本市バリアフリーマスタープラン」を策定しました。

今後は、バス停留所へのベンチや上屋の設置による快適な待合環境の整備、心のバリアフリーに関する啓発事業のさらなる推進などに取り組みます。
(移動円滑推進課 ☎328-2522)

監査結果を公表しています

【場】情報公開窓口(市庁舎地下1階)、市立図書館・分館、くまもと森都心プラザ図書館、公民館図書室、市ホームページ
【内】令和4年度(2022年度)一般・特別会計定期監査(財務・工事)報告書、令和4年度(2022年度)行政監査報告書「本市に事務局を置く各種団体の現金等の取扱状況について」

※監査報告書とは、事務や工事のやり方が適正で合理的であったかなどについて、監査委員が調査した結果をまとめたものです。

(監査事務局 ☎328-2763)

グリーストラップの維持管理は適切に！

熊本市下水道条例では、油脂を含んだ汚水を排出する飲食店などに対して、グリーストラップの設置を義務付けています。設置後は定期的に油脂の回収や掃除をお願いします。

管理を怠ったり、グリーストラップにばっ気装置を設置したりすると、流れ出た油脂分が下水管に固着し詰まりの原因となります。グリーストラップの適切な維持管理をお願いします。
(水再生課 ☎381-1157)

「いっしょに食べるとおいしいね！」写真、イラスト募集

家族や親せき、お友達などいっしょに食事している写真やイラストを募集します。募集した写真、イラストの一部は、市庁舎1階ロビーで8月下旬ごろ展示や、食育movieとして熊本市食育のひろばに掲載する予定です。

ぜひ、いっしょに楽しく食べている写真やイラストをご応募ください。



応募、詳細はこちら↑

(健康づくり推進課 ☎328-2145)

親子でチャレンジ「熊本のごはん」料理教室参加者募集

無料

夏休みに親子で「いきなり団子」をはじめ、熊本の郷土料理にチャレンジしてみませんか。

場所	日時	定員	申込先
ウェルパルクまもと3階	7月26日(水)	10組	中央区保健こども課 ☎328-2419
健康センター平成分室	7月28日(金)	8組	南区保健こども課 ☎357-4138
西区役所3階健康センター	7月31日(月)	10組	西区保健こども課 ☎329-1147
健康センター清水分室	8月3日(木)	8組	北区保健こども課 ☎272-1128

【時】午前10時～午後1時【内】小学生以上の子どもとその保護者【持】エプロン、三角巾【申】7月5日から電話でご希望の会場の申込先へ

(健康づくり推進課 ☎328-2145)

市営住宅の通年募集(募集団地一覧の更新)

【内】事前に指定した入居促進住宅
※エレベーターのない団地や棟で、入居率がおおむね8割以下の4階以上の住宅や、募集を行っても応募がなかった住宅(対象の住宅は、7月4日(火)から市ホームページに一覧を掲載します)。

【申込】☎7月7日(金)～【時】①7月7日(金)午前9時半～午後4時、②7月10日(月)～午前9時～午後4時【場】①7月7日(金)国際交流会館大広間A・B、②7月10日(月)～市営住宅管理センター(市庁舎9階)【申】先着順

【共通】☎中央・北・西区は(☎327-5101)、東・南区は(☎311-7833)

詳しくは、市ホームページへ。

※市営住宅が360度動画で確認できます。間取りや校区などの条件で絞って検索できるページを開きましたので、ご利用ください。熊本県立大学の「地域連携学生研究制度」の成果の一つです。

※現在募集中の通年募集団地についてはこれまで通り申込受付を行います。



検索ページQRコード

(市営住宅課 ☎328-2461)

委員募集

熊本連携中枢都市圏地球温暖化対策協議会

熊本連携中枢都市圏における地球温暖化対策などについて意見を聴くための委員を募集します。

任期 2年(選任日から令和7年3月31日まで)

対象 熊本連携中枢都市圏内に居住、通勤または通学する18歳以上の方で、地球温暖化対策に関心があり、意見や提言ができる方

※熊本連携中枢都市圏:熊本市、山鹿市、菊池市、宇土市、宇城市、阿蘇市、合志市、美里町、玉東町、大津町、菊陽町、高森町、西原村、南阿蘇村、御船町、嘉島町、益城町、甲佐町、山都町

定員 1人(書類・面接による選考)

応募方法 7月3日～8月4日までに、「温暖化対策について私達ができること」をテーマに800字程度にまとめ、住所、氏名、生年月日、性別、電話番号を記載のうえ、郵送または電子メール(datsutanso@city.kumamoto.lg.jp)で脱炭素戦略課へ(様式自由)詳しくは、市ホームページまたは脱炭素戦略課(☎328-2355)へ。

くらしの中の人権 115

刑を終えた出所者に関する人権問題

刑を終えて出所した人や家族に対する根強い偏見や差別によって、本人に真摯な更生の意欲があっても、就職や入居などの面で社会に受け入れられないなど、極めて厳しい人権問題が発生しています。

たとえ罪を犯した人であっても、罪を償って、地域社会に戻ってくればみんな同じ市民です。社会復帰するにあたって、何よりも重要なのは本人の強い更生意欲ですが、周囲の方々の理解と協力が不可欠です。

7月1日は「更生保護の日」であり、7月は「社会を明るくする運動」の強調月間です。

この機会に、犯罪や非行の防止、罪を犯した人たちの立ち直りについて考えてみませんか。

(人権政策課 ☎328-2333)